

# 【人材開発支援助成金

## （建設労働者認定訓練コース（賃金向上助成・資格等手当助成））】

### 支給申請 提出書類一覧表 中小建設事業主用

#### 【提出期限】

・全ての対象者に対して、要件を満たす毎月決まって支払われる賃金又は資格等手当を支払った日の3か月目の支払日の翌日から起算して**5か月以内**

#### 【提出先】

・千葉労働局職業対策課分室 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6F TEL043-221-4393  
又は管轄のハローワーク

<p><b>【賃金要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての対象者に対し、毎月決まって支払われる賃金を訓練修了日の翌日から起算して1年以内に5%以上増加させ、支払っていること</li> <li>・賃金以外の諸手当等を引き下げていないこと</li> </ul>	<p><b>【資格等手当要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての対象者に対し、訓練修了日の翌日から起算して1年以内に資格等手当を支払い、賃金を3%以上増加させていること。</li> <li>・ただし資格等手当の支払いまでに、就業規則、労働協約、労働契約等に当該手当について規定していること</li> <li>・資格手当以外の諸手当等を引き下げていないこと</li> </ul>
---	---

事業所名

No.	確認事項	提出枚数(部数)			
		事業主	HW	労働局	
a	・訓練開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業主都合による解雇者がいないこと				
b	・支給対象者が雇用保険被保険者である				
c	・雇用管理責任者を選任している				
d	・人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース)の支給決定を受けている				
e	・1事業所に対する1の年度(支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日まで)の建設労働者認定訓練コース(賃金助成・賃金向上助成・資格等手当助成)に係る支給額の合計が1,000万円以下である。				
No.	必要提出書類	留意事項	提出枚数(部数)		
			事業主	HW	労働局
1	・人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース(賃金助成・賃金向上助成・資格等手当助成)支給申請書(建認様式第4号)				
2	・人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース)の支給決定通知書の写し				
3	・支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)				
4	・支払方法・受取人住所届(帳票種別 32850)				
5	・人材開発支援助成金(建設労働者認定訓練コース)賃金向上助成・資格等手当助成 確認シート(建認様式第4号別紙1)				
6	・賃金台帳等	・賃金増額改定前後3か月又は資格等手当支払前後3か月分			
7	・賃金増額改定前後の雇用契約書	・賃金向上助成金を申請する場合			
8	・就業規則、労働協約、労働契約等	・資格等手当助成を申請する場合			
9	・その他、管轄労働局長が必要と認める書類	・審査のために、必要に応じて求めることがあります。			
受付年月日		年	月	日	書類確認者 HW 局